

戸塚区連合町内会自治会連絡会10月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区福祉保健課

議題名： 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について
【内容】 民生委員・児童委員の年齢要件について、令和7年の一斉改選に向けて市民児協等と意見交換を行っていますので、ご報告します。また、民生委員活動に対する支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、その内容についてご報告します。
【例年あげている議題か？】 5年7月区連会でご説明しました民生委員児童委員についての今後の対応案に関する続報となります。
【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】 【各単会の会長に何を依頼したいのか？】 (具体的に記入してください。) 事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。
【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 福祉保健課運営企画係

担当者名 安養寺、小川、近藤、天利

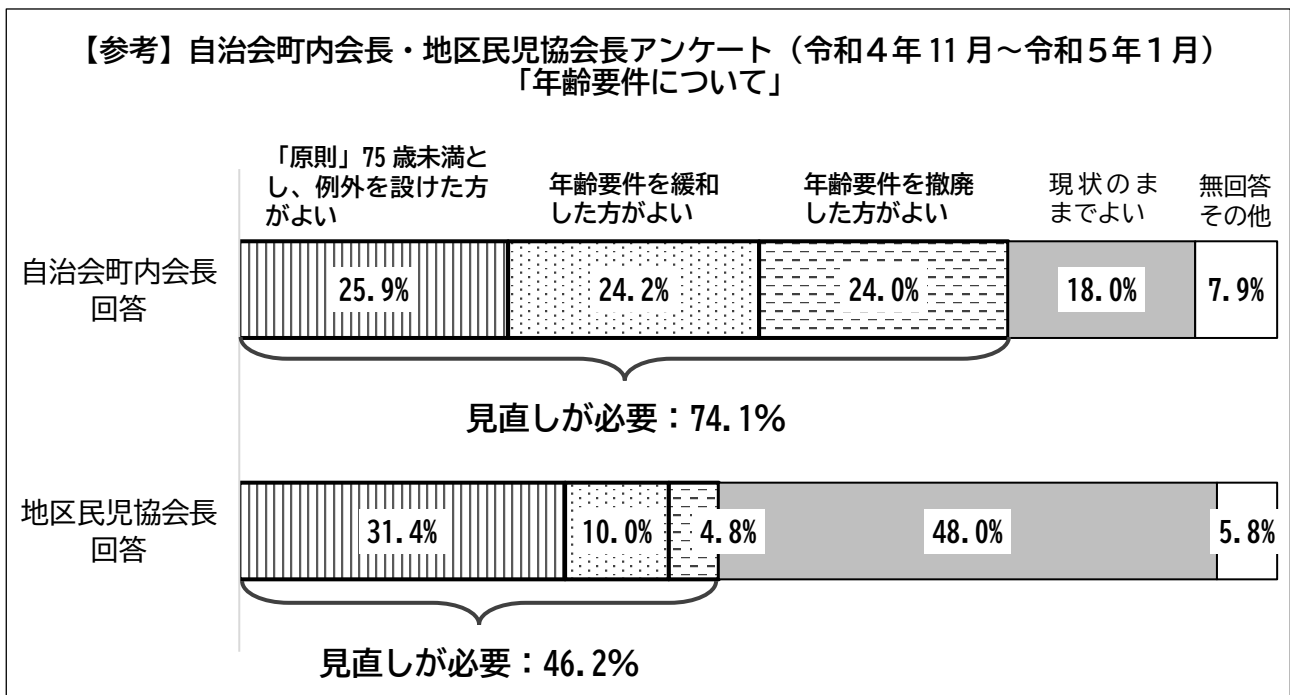
TEL 866-8418 FAX 865-3963

民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について

1 趣旨

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっており、年齢要件に関して、自治会町内会アンケートでは74.1%、地区民児協会長アンケートでは46.2%が「見直しが必要」というご意見をいただいています。さらに、次期一斉改選時（令和7年12月）には、団塊世代が75歳以上となることから、一層担い手の確保は厳しくなると予想されています。これらの状況を踏まえて、次期一斉改選に向けて、現在、市民児協等と年齢要件について意見交換を行っていますので、ご報告します。

また、今年度からモデル区（都筑・戸塚・栄）と健康福祉局によるプロジェクトを中心に、民生委員・児童委員の活動支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、検討状況について報告します。



2 年齢要件の検討にあたっての考え方

- 自治会町内会長アンケート及び地区民児協会長アンケートの結果を踏まえて、市民児協等と意見交換を進めていますが、年齢要件に関する検討は、民生委員・児童委員の皆さまのご理解をいただきながら進めていきます。
- 単に年齢要件の見直しだけでは、担い手確保に向けた根本的な解決には至らないと考えており、民生委員・児童委員の活動支援強化や負担軽減を進めていく必要があります。このため、モデル区と健康福祉局によるプロジェクトを中心に検討を進めており、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選に向けて活動しやすい環境づくりを推進していきます（可能な取組から速やかに実施します）。
- 推薦手続きの改善についても、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選時に反映できるよう検討を進めます。

3 年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合、次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。この案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった『**「原則」75歳未満とし、例外を設けた方がよい**』を基本としたものです。

現行	案
新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。	新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。
再任 75 歳未満	再任 原則 75 歳未満。ただし、選出が困難な場合は 1 期（3 年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり） 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

4 今後のスケジュール（予定）

9月の市・区民児協に本案をたたき台として説明を行い、12月にかけて民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を進めます。意見交換結果を踏まえて、行政として次期一斉改選時における年齢要件に関する結論を出していきます。

年 月	R5				R6				R7			
	9	10	11	12	1	2	3	4	12	1	2	
市・区 民児協	意見交換				検討結果 報告							
市連会	● 報告				● 報告				● 一斉改選に向けた 推薦依頼			

5 民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について

今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

(1) 委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、それぞれの負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、大変だったことや負担に感じていることなどを把握・整理したうえで、今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

(2) 推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

(3) ターゲット・目的別広報の充実

毎年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動PRを実施しています。

今後も、認知度向上や現任委員の意欲向上を図るための広報の充実を進めていきます。

担	当：健康福祉局地域支援課 村山
電	話：045-671-4046
電子メール	：kf-chiikishien@city.yokohama.jp